

## 島田市ビジネスニーズ参入支援事業費補助金（案）

## 1 事業の趣旨

経済社会情勢等の変化の中で生まれたビジネスニーズに対応し、新たな事業展開等を行うことで経営基盤の強化及び新産業の創出を図る中小企業者等を支援する。

## 2 用語の定義

## ●新たな事業展開等

経済社会情勢等の変化の中で生まれたビジネスニーズに対応するために行う新たな事業展開、業態転換及びデジタルシフト（業務やサービスにデジタル技術を取り入れること）

## 3 補助対象者

- ・市内に主たる事業所を有する中小企業者、事業協同組合、商店街振興組合
- ・市内で現に6月以上継続して事業を営んでおり、かつ今後も事業を営む意思があること
- ・風営法に規定される営業を行っていないこと
- ・市税の滞納がないこと

## 4 補助事業

新たな事業展開等を通じて、売上の拡大または生産性向上が見込まれるもの

## 5 補助対象経費

区分	補助対象経費
1 謝礼等	専門的知識を有する者に指導等を受けた場合の謝礼、コンサルティング料等
2 委託費	マーケティング調査、新商品又は新サービスの開発、システムの開発等の委託に係る経費
3 交通費	事業実施に直接必要な交通費（自家用車を利用する場合を除く。）
4 機械等導入費	機械、システム等の導入及び改修又は備品の購入（汎用性が高く他事業への転用が容易に可能なもの及び価格設定の適正性が明確でない中古品の導入費等を除く。）に係る経費
5 機械借上料等	機械、システム、備品等（汎用性が高く他事業への転用が容易に可能なものを除く。）のリース料若しくはレンタル料又はクラウドサービス（インターネット等を通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するサービスをいう。）等の利用料（借用期間が補助の対象となる事業期間を超える場合は、当該事業期間分に相当する経費に限る。）
6 広告宣伝費	新商品、新サービスに係る広告媒体の作成、広告の掲載等に係る経費
7 原材料費	事業実施に直接必要な原材料費

8 知的財産権等取得費	日本国特許庁へ納付する出願料、審査請求料、特許料等、国際規格認証の取得に係る審査費用、及び弁理士等に支払う手続きの代行費用（拒絶査定に対する審判請求及び訴訟を行う場合に要する経費を除く。）
9 消耗品費	事務用品、図書等の購入に係る経費
10 その他経費	1の項から9の項までに掲げる経費以外の経費で、市長が特に必要と認める経費

## 6 補助金額

事業区分	補助金額
1 重点分野として市長が別に定める事業	補助対象経費の額の3分の2以内の額とし、50万円を上限とする。
2 1以外の事業	補助対象経費の額の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

※国又は他の地方公共団体から同種の補助金を受けた場合にあっては、当該補助金の補助対象経費以外の経費のみ本補助金の対象とする。

※補助金の交付は、同一の補助対象者につき、1回限りとする。

### ●「重点分野として市長が別に定める事業」

国や市が推進する革新的技術の早期確立等のための取り組みを、「重点分野」として年度ごとに設定する。令和3年度は「5G」「カーボンニュートラル」等のワードを検討中。

## 7 具体的な補助事業例

事業内容	分類
飲食店がデリバリーやキッチンカー営業を開始	新事業展開、業態転換
理美容院が自宅訪問カットサービスを開始	新事業展開、業態転換
タクシー業者が配達代行サービスを開始	新事業展開、業態転換
自動車部品製造業がテイクアウト用容器の生産を開始	新事業展開、業態転換
アパレル店舗の一部をテレワークスペースとして貸出	新事業展開、業態転換
ICT/AI/VR等を活用した新商品/サービスを開発	デジタルシフト
オンライン上の販路拡大（ネット通販／WEB商談等）を目的としたHPの作成や改修	デジタルシフト
オンライン上の予約システムの構築	デジタルシフト

※「新たなビジネスニーズに対応し、かつ売上の拡大又は生産性向上が見込まれない事業」は補助対象外とする。

【例】・単なる機械等の購入／修理、システム等の導入

（キャッシュレス決済システムの導入、テレワークのためのPC購入等）

## 8 予算額 300万円